

鶴岡市立地適正化計画に基づく行為の届出要項

平成 29 年 3 月 1 日施行

平成 30 年 11 月 1 日改正

1. 居住誘導区域外における事前届出

(1) 届出の対象となる行為

鶴岡市都市再興基本計画（平成 29 年 1 月 30 日決定 以下「計画」という。）に定める居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする者は、市に届出を行わなければならない。

①開発行為

- ・ 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ・ 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1000 m²以上のもの

②建築等行為

- ・ 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して上記の住宅とする場合

(2) 届出書類・提出部数

届出は、以下の区分により、あらかじめ定められている届出書（様式）に添付図書を添えて行う。書類は 2 部ずつ作成し提出する。

①開発行為の場合

- ・ 届出書（様式 1）
- ・ 添付図書
 - ①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1,000 分の 1 以上）
 - ②設計図（縮尺 100 分の 1 以上）
 - ③その他参考となる事項を記載した図書

②建築等行為の場合

- ・ 届出書（様式 2）
- ・ 添付図書
 - ①敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺 100 分の 1 以上）
 - ②住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）
 - ③その他参考となる事項を記載した図書

③上記2つの届出内容を変更する場合

- ・届出書（様式3）
- ・添付図書（上記のそれぞれの場合と同様）

2. 都市機能誘導区域外における事前届出

(1) 届出の対象となる行為

計画に定める都市機能誘導区域外の区域で、別表に定める誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする者は、市に届出を行わなければならない。

①開発行為

- ・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

②開発行為以外

- ・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ・建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

(2) 届出書類・提出部数

届出は、以下の区分により、あらかじめ定められている届出書（様式）に添付図書を添えて行う。書類は2部ずつ作成し提出する。

①開発行為の場合

- ・届出書（様式4）
- ・添付図書
 - ①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上）
 - ②設計図（縮尺100分の1以上）
 - ③その他参考となる事項を記載した図書

②開発行為以外の場合

- ・届出書（様式5）
- ・添付図書
 - ①敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺100分の1以上）
 - ②住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺50分の1以上）
 - ③その他参考となる事項を記載した図書

③上記2つの届出内容を変更する場合

- ・届出書（様式6）
- ・添付図書（上記のそれぞれの場合と同様）

3. 都市機能誘導区域内における事前届出

(1) 届出の対象となる行為

計画に定める都市機能誘導区域内の区域で、別表に定める誘導施設を対象に施設の休廃止を行おうとする者は、市に届出を行わなければならない。

①誘導施設を休廃止する場合

- ・届出書（様式7）
 - ①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上）
 - ②その他参考となる事項を記載した図書

4. 届出の時期

1. 及び2. に定める事前届出は、行為に着手する日の30日前までに行うものとする。

別表

区分/場所	中心市街地拠点	北部生活拠点	
		茅原北地区	北部サイエンスパーク地区
行政機能	市役所本庁舎 国・県官公署	—	—
介護福祉機能	総合保健福祉センター	—	—
子育て機能	子ども家庭支援センター、子育て世代包括支援センター、子育て支援施設	児童相談所、こども医療療育センター、子育て支援施設	子育て支援施設
商業機能	中規模小売店舗（売り場面積500㎡以上） 400㎡以上の集会機能を有するホテル等	中規模小売店舗（売り場面積500㎡以上）	—

保健医療機能	基幹病院（200床以上）、休日夜間診療所、休日歯科診療所、保健センター、500㎡以上のフィットネス施設	病院（診療科目20未満200床以上）	—
金融機能	本店、本部、地域を統括する金融機関の店舗（建築面積500㎡以上）	—	—
教育文化機能	文化会館、高等教育機関、研究教育機関※	—	研究教育機関※
市街化区域全域に対し施設配置に考慮すべき機能	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの、カラオケボックスその他これらに類するもの（建築基準法別表第二（ほ）項第2号及び3号に掲げる建築物）	—	—

※市民の利便に供する教育機能を有するものに限る